令和８年１０月２９日

公　告

習志野駐屯地創立記念行事における野外売店出店業者等の募集について

陸上自衛隊
習志野駐屯地業務隊長
（ 公　印　省　略 ）

陸上自衛隊習志野駐屯地において実施する令和９年度習志野駐屯地創立記念行事の野外売店出店業者等を下記のとおり募集するので、関係事項を承知のうえ、申込みされたい。

記

１　公募に付する事項

(1)　募集業種
　　食品、飲料、ミリタリーグッズ、土産物等

(2)　設置場所
　　陸上自衛隊習志野駐屯地

(3)　業務期日
　　令和９年４月上旬（内１日）
　　日時確定後別途通知する。また、諸事情により変更・中止する場合がある。

(4)　店舗面積等
　　２７．５平方メートル（５．５ｍ×５ｍ）、１業者等１店舗

２　募集期間
　令和８年１１月２日（月）から同年１１月１３日（金）

３　応募資格
　本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1)　資格審査結果通知書（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者

(2)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4)　業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
(5)　公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
(6)　業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
(7)　業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
(8)　業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
(9)　業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
(10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
(11) 暴力団又は暴力団員及び第７号から第１０号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
(12) 経営に関する協定等を遵守できること。
(13) 別途配布する募集要領の全記載事項を遵守できること。

４　募集要領の配布・説明等

陸上自衛隊習志野駐屯地で実施する応募業者等説明会に参加すること。参加しない業者等は、本公募に参加できないものとする。

(1)　日　時
令和８年１１月１９日（木）午後２時から
(2)　場　所
習志野駐屯地隊員食堂（予定）
(3)　参加者
１業者当たり２名まで（日本国籍を有する者）
(4)　募集要領の配布
説明会当日、説明会場において配布
(5)　応募業者説明会参加申込要領
参加希望者は、原則として令和８年１１月１７日（火）午前１０時までに電子メールにより申込むこと。この際、業者名、参加を希望する業種、説明会の参加者氏名、連絡先（電話番号）、当日車両で移動する場合は当該車両のナンバー（省略することなく「船橋３３０　あ　１２－３４」の例による。）、車種、車番を明記すること。

電子メールの送信に当たっては、電子メールアドレスを正確に入力して送信すること。誤入力等により送信されていない（官側において受信していない。）場合の申込みは無効とし、官側における責は負わない。

電子メールによる申込みが困難な場合は、電話、書面又は対面による申込みを可とする。

(6)　応募業者等説明会に参加できない場合の処置

応募業者等説明会当日に都合により参加できない者は、募集期間内において個別に応募業者等説明会を設定するので、日時を調整すること。

5　問合せ・調整先

住所等	〒２７４－８５７７ 千葉県船橋市薬円台３丁目２０番１号 陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊厚生科（担当 島村）
電話番号	０４７－４６６－２１４１（内線３２７）
電子メールアドレス	narasinogsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp
受付時間	午前９時～午後４時３０分（土・日、祝日を除く。）